

茨木市児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を実施する市内の児童養護施設が実施する新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、令和3年度に実施した子ども・子育て支援交付金交付要綱（子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙）別紙に掲げる新型コロナウイルス感染症対策支援事業（子育て短期支援事業に係るものに限る。）とする。（以下「新型コロナウイルス感染症対策事業」という。）

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、新型コロナウイルス対策事業に要する経費として市長が認めた経費とする。

(補助金額)

第4 補助額は、新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費と30万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、新型コロナウイルス対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し新型コロナウイルス対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の申請)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて新型コロナウイルス対策事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、新型コロナウイルス対策事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により

申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、新型コロナウイルス対策事業補助金実績報告書(様式第5号)に収支決算書を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、新型コロナウイルス対策事業補助金確定通知書(様式第6号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、新型コロナウイルス対策事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(国の要綱の遵守)

第16 市長並びに補助金の交付を受けるもの及び受けたものは、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、国の要綱の規定を遵守しなければならない。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から実施し、同年1月16日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月10日から実施し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

㊟

自署の場合は押印不要

新型コロナウイルス対策事業補助金交付申請書

新型コロナウイルス対策事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
茨木市子育て支援施設等新型コロナウイルス感染症対策事業
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
(1) 事業計画書及び収支予算書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

新型コロナウイルス対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の新型コロナウイルス対策事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

自署の場合は押印不要

新型コロナウイルス対策事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る新型コロナウイルス対策事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

新型コロナウイルス対策事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した新型コロナウイルス対策事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円
変更増減額 円
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

自署の場合は押印不要

新型コロナウイルス対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業
が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類
収支決算書

様式第6号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名 様

新型コロナウイルス対策事業補助金確定通知書

年 月 日付け新型コロナウイルス対策事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

新型コロナウイルス対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円